

中国の税金徴収体制

今回の動画では、中国で税金の徴収体制について説明いたします。

(PPT1 ページ)

中国の税法関連規定は誰がどのように制定し、発布されているかについて簡単に説明します。

全国人民代表大会の下に全国人民代表大会常務委員会があり、その下に国務院が設置されています。国務院の下に各部（日本でいうと省庁）が設置されていますが、その組織体制のなかで各種法令が立法され発布されることとなります。

中国の法令は、大きく、法律、行政法規、部門規定、地方規定に区分されますが、法律の制定は、全国人民代表大会、常務委員会にその立法権限があり、国務院が制定するのは行政法規、各部門が制定するのは部門規定、各地区政府部門が制定するのは地方法規ということになります。

中国の税法規定は、当初、法律として施行されたのは「企業所得税法」と「個人所得税法」のみで、ほとんどが国務院制定の行政法規レベルでの施行になっていました。

全国人民代表大会常務委員会は税収法規のなかで、国務院が制定した「条例」、即ち行政法規レベルにある税収規定を2020年内にすべて法律に引き上げることを目標として全力で立法作業を進めていますが、この動画を作成している2022年初頭段階においても税収規模の大きい増値税、消費税、関税がまだ意見募集稿、又は起草中の状態です。

(PPT2)

それでは、中国の主要税金について説明いたします。

まず、一つ目は企業所得税です。企業所得税は日本の法人税と同じく企業の所得を課税対象としています。

つぎは個人所得税で、これは個人の所得を課税対象とし、日本では所得税と同じ税金になります。

つぎは増値税、これは日本の消費税と同じ、付加価値税になります。基本的な税額計算は日本の消費税と同じく取引により発生する付加価値を課税対象としますが、中国の増値税はイレギュラーな規定が多いため、中国の税金のなかでは一番、わかりにくい税金だといえます。

つぎの消費税は、文字的には日本の消費税と同じかと思われがちですが、この税金は「贅沢品にかかる税金」であり、日本の消費税とは異なります。

印紙税は日本の印紙税と同様の税金となります。

次の「土地増値税」は、土地使用权及び建物の譲渡と行う際の譲渡益に対して課税される税金になります。日本もバブル期に土地重課制度が施行されていましたが、土地増値税も「土地重課」と同じような税金になります。

都市維持保護建設税は、都市の維持保護を目的とする目的税となります。

契税は「不動産取得時に購入者が負担する税金」であり、日本の不動産取得税と同様の税金です。

(PPT3)

前頁で説明した以外にもこの PPT に記載しているように

家屋税、土地鎮土地使用税、車両船舶税、資源税、車両購入税、耕地占有税、環境保護税というような税目があります。

これまで列挙した税目に相続税がありませんが、中国では相続税はまだありません。但し、貧富の差が問題となっているため、将来的には相続税が施行されるはずですが。

(PPT4)

ところで、日本は、国税と地方税が明確に区分されていますが、中国の場合には税金申告、徴収時に国税、地方税の区分は一部税目を除いて基本的にありません。

税金徴収後に、中央政府と地方政府に配分されます。その配分比率は PPT 記載のとおりです。

企業所得税及び個人所得税は中央と地方の比率は 50% で半分ずつ。増値税は中央が 60%、地方が 40%。関税、輸入増値税は中央が 100% という比率になっています。

地方に配分される税収はさらに下部行政機関に再配分されることになりますが、地方政府が税金納税額に応じて補助金を交付しますという優遇政策を宣伝している場合には、納税額全部ではなく、その地方政府に配分される税収額に対して何% という計算になります。

これで、中国の税収徴収、税金概要に関する説明を終了させていただきます。

別な動画で税目毎の解説を行いますのでそちらも是非ご視聴ください。